

### 資源物ごみ収集カレンダーに広告を掲載しませんか

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



毎年全戸配布しているごみの収集日等を掲載した「資源物ごみ収集カレンダー」(令和6年4月～翌年3月)に広告欄を設けます。広告掲載を希望する企業、事業所、自営業者の皆さんは、ぜひお申し込みください。

**規格** カレンダー…A4サイズ、広告…縦3cm×横13cm (JPEG形式)

**作制部数** 73,000部 (予定)

**掲載料** 1枠50,000円

**募集枠数** 先着12枠

**注意事項** 掲載位置の指定は不可▷同一広告主の広告は1枠までとし、空きがある場合に限り2枠以上掲載可

#### 申し込み

10月2日～31日に市ホームページから広告掲載申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告図案を添えて電子メール

※メールの件名は「資源物ごみ収集カレンダー広告掲載応募」としてください。



△イメージ図

### 3R推進月間・食品ロス削減月間

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係



#### ★4Rに取り組んでみましょう！

市では3つのRに1つプラスした「4R」を推進しています。

▷リフューズ (Refuse) …レジ袋等不要なものは断る

▷リデュース (Reduce) …買い物は必要なものに留めごみを減らす

▷リユース (Reuse) …詰め替え用など繰り返し使える商品を選ぶ

▷リサイクル (Recycle) …ごみとして捨てず資源として再利用する

#### ★食品ロスを減らしましょう！

食品ロスは年間約523万t、これを一人当たりで換算すると約114g/日となり、およそ茶碗1杯分に当たります(環境省令和3年度統計より)。食品ロスを削減するために次のことに気をつけてみましょう。

▷買い物の際は、すぐに使用する商品は陳列順に購入しましょう。

▷調理のときは、食べる分だけ作るようにしましょう。

▷飲食店で食事をするときは、食べきれぬ量だけ注文しましょう。

▷食品が余ったときは、フードドライブ等に寄付する活動を活用しましょう。(詳細は2次元コードを参照)

### 紅葉の谷戸沢処分場自然観察会

#### 参加者募集

問 東京たま広域資源循環組合 ☎042-597-6152、市清掃リサイクル課

**日時** 11月30日(木)

午前8時20分JR立川駅北口集合～午後5時同場所解散

**行程** 立川市クリーンセンター～二ツ塚処分場～谷戸沢処分場(大型バスで移動)

**対象** 多摩地域在住・在勤・在学の方

**定員** 40人(抽選)

**費用** 500円(昼食代)

※当日徴収

#### 申し込み

11月6日(必着)までに東京たま広域資源循環組合ホームページ(2次元コード参照)、またはハガキに①氏名②年齢③郵便番号、住所④電話番号(日中連絡可能な番号)、⑤通勤・通学先の市町村名(多摩地域にお住まいでない方のみ)を記入して〒190-0181日の出町大字大久野7642「紅葉の谷戸沢処分場自然観察会係」へ郵送

### 青梅市廃棄物減量等推進審議会委員を

#### 募集します



#### 応募資格

次のすべてを満たす方

▷青梅市に住居登録している

▷応募の時点において満18歳以上

▷青梅市の廃棄物の処理および再利用に関心があり、年1～2回程度の審議会への出席が可能

その他の応募資格は市ホームページをご覧ください。

**任期** 令和5年12月1日～7年11月30日

**募集人数** 2人(原則男女1人)

**報酬** 1回あたり11,500円

#### 選考方法

書類審査(候補者が募集人員を超えた場合は公開抽選)

#### 応募方法

10月22日(消印)までに清掃リサイクル課(市役所5階)で配布する応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項、別紙に応募動機(400字以内)を記入し、電子メール

### 秋季アブラムシ防除を実施します

問 農林水産課農政係

ウメ輪紋ウイルス病の再発とまん延を防止するため、次の対象地区内の再植栽されたウメおよび既存のウメにアブラムシ防除を実施します。

**期間** 10月14日(土)～30日(月)

※詳細は、市ホームページ等参照

#### 対象地区

梅郷・和田町・日向和田全域、柚木町1丁目と2・3丁目の一部、二俣尾1～3丁目と4丁目の一部、畑中1・2丁目の一部と3丁目

**対象植物** ウメ

**使用薬剤** コルト

#### 公共施設等での実施

日向和田臨川庭園、中道梅園および神代橋通りの街路樹は16日、梅の公園は16日～17日に実施。(荒天の場合は順延)

※防除作業の当日は終日立ち入り不可

### 浄化槽の維持管理

浄化槽は、適正に維持管理を行わないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を定めています。

**保守点検**…都に登録された専門業者が定期的実施する点検作業

**清掃**…市の許可業者が実施する浄化槽の清掃作業

**法定検査**…都知事が指定した機関が実施する、保守点検と清掃の状況等を客観的に判断する検査

**申し込み** 保守点検…専門業者(都環境局ホームページ参照)、清掃…青梅新興(株) ☎74-4281、法定検査…(公財)東京都環境公社多摩分室 ☎042-595-7982

**その他** 浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に都へ届け出をお願いします。

### 令和5年台風第6号災害義援金を受付しています

問 地域福祉課課庶務係



令和5年台風第6号災害で被災された方々を支援するため、市役所に募金箱を設置しました。お預かりしました義援金は、全額日本赤十字社へ送金します。

**設置場所**…市役所1階総合案内

**受付期間**…11月15日(水)まで

※日本赤十字社への直接振込みについては、日本赤十字社ホームページにてご確認ください。